

前回分科会以降 11／7までに事務局に寄せられた意見	対応方針	修正した項目
「せん妄の兆候」を医療区分2に追加すべきとの意見があった。	<p>重度意識障害についての指摘と鳥羽参考人の意見を踏まえ、これまで検討していなかった「せん妄の兆候」についてケア時間に関する検証を行ったところ医療区分2相当であった。そのため医療区分2の項目に追加した</p> <p>【せん妄の兆候の規定】</p> <p>調査票にある6つの状態について「この7日間は通常の状態と異なる」と評価されたものが1つ以上あった場合（別添注1参照）。</p>	「せん妄の兆候」 (規定条件は、左記参照) (規定追加)
うつ状態を医療区分2に追加すべきとの意見があった。	<p>「せん妄の兆候」を追加したことに伴い、調査票における「気分と行動」の項目についても検討対象とし分析した結果、下記の状態の場合、医療区分2相当であったため項目を追加した。</p> <p>【うつ状態ありの規定】</p> <p>調査票にみられる7つの状態について3日間のうち「1・2日観察された」(1点)、「毎日観察された」(2点)とみなし、4点以上をうつ状態ありとした（別添注2参照）。</p>	「うつ状態」 (規定条件は、左記参照) (規定追加)
「暴行が毎日みられる状態」を医療区分2に追加すべきとの意見があった。	認知機能障害加算との重複関係を集計したところ、重複者は2割程度であった。また、ケア時間について検証を行ったところ医療区分2相当であったため、医療区分2に追加した。	「暴行が毎日みられる状態」 (追加)
「Ⅱ度以上の火傷」を医療区分に残す必要性について再検討すべきとの意見があった。	調査データでは、該当者4名と入院中に発生することが非常にまれであったため、医療区分2の項目から削除した。	「Ⅱ度以上の火傷」 (削除)
「ターミナルの状態にある者」を医療区分に追加すべきとの意見があった。	規定が難しく、運用上困難が予想されることから追加しないこととした。	「ターミナルの状態にあるもの」 (追加せず)